

外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十七(三)の十付表 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国金融子会社等の名称		1	事業年度		2	・	・
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算							
無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	3		異 常 所 得	税引後当期利益の額	22	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	4			支払を受ける剰余金の配当等の額の合計額	23	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	5			受取利子等の額の合計額	24	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	6			有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	25	
	(3) - ((4) + (5) + (6))	7			有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	26	
	(7)に係る直接費用の額の合計額((9)に該当するものを除く。)	8			(26)に係る原価の額の合計額	27	
	(7)に係る償却費の額	9			デリバティブ取引に係る損益の額	28	
	(8) + (9)	10			外国為替差損益の額	29	
	(7) - (10) (マイナスの場合は0)	11			その他の金融所得に係る損益の額	30	
	償却費計算上の適用法令	12	本邦法令・外国法令		固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	31	
	無形資産等の譲渡損益	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	13			支払を受ける無形資産等の使用料の合計額	32
(13)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額		14		無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	33		
(13)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額		15		(33)に係る原価の額の合計額	34		
(13) - ((14) + (15))		16		(23) + (24) + (25) + ((26) - (27)) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + ((33) - (34))	35		
(13)に係る原価の額の合計額		17		(22) - (35) (マイナスの場合は0)	36		
(17)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額		18		所得 控 除 の 金 額	総資産の帳簿価額	37	
(17)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額		19			人件費の額	38	
(16)に係る直接費用の額の合計額		20			減価償却費の累計額	39	
(16) - ((17) - (18) - (19) + (20))		21			((37) + (38) + (39)) × 50%	40	
					(36) - (40) (マイナスの場合は0)	41	
金融子会社等部分適用対象損失額の内訳							
事業年度	控除未済金融子会社等部分適用対象損失額		当期控除額	翌期繰越額		(42) - (43)	
・	42		43	44			
・							
・							
・	-						
・							
・							
・							
計							
当期分							
合計							

別表十七（三の十） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第8項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第8項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「総資産の帳簿価額37」は、措置法令第39条の17の3第28項又は第39条の117の2第28項に規定する

総資産の帳簿価額を記載します。

3 「減価償却費の累計額39」は、措置法令第39条の17の3第29項又は第39条の117の2第29項に規定する償却費の累計額を記載します。

4 内国法人が措置法第66条の9の2第8項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第8項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。